●香川県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の3分の1の数(その者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その者の総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。)は、次のとおりである。

令和7年11月18日

令和7年11月18日						
	香川県選挙管理委員会委員長	藤	本	邦	人	
50分の1の数	15, 7	706人				
3分の1の数	197, 546人					
県議会議員各選挙区における3分の1の数						
高松市選挙区	116,898人					
丸亀市選挙区	30, 2	264人				
坂出市選挙区	18, 6	668人				
善通寺市選挙区	8, 3	866人				
観音寺市選挙区	15, 5	591人				
さぬき市選挙区	12, 7	754人				
東かがわ市選挙区	7, 9	984人				
三豊市選挙区	16, 9	925人				
小豆郡選挙区	7, 3	885人				
木田郡選挙区	7, 5	512人				
綾歌郡選挙区	6, 4	12人				
仲多度郡第一選挙区	7, 0	91人				
仲多度郡第二選挙区	5, 9	012人				